

# かもがわ



迎  
奉

# 裁判手続のIT化

## 一 IT技術と裁判手続

裁判手続は、二〇世紀後半からその電子化が進み、平成八年に電話会議システムとテレビ会議システム、平成一六年にオンライン申立て、平成一八年に督促手続オンラインシステムなどが導入され、IT技術の活用が図られてきました。

## 二 裁判手続等のIT化検討会

社会のIT化をうけて、平成二九年一月、研究者四名、弁護士四名、経済界一名、消費者団体一名から成る「裁判手続等のIT化検討会」が内閣に設置され、平成三〇年三月に検討結果が発表されました。その概要は次のとおりです。

### (一) IT化の基本的方向

訴えの提起・申立からその後の手続に至るまで基本的に紙媒体の存在を念頭に置かず、訴訟記録を全面的に電子化し、民事訴訟全般のIT化を先ず行い、その成果を活かして非訟事件、家事事件、倒産事件のIT化を考える。

### (二) 「二つのe」の実現

- ① e 提出 訴状とその送達、答弁書・準備書面のやり取り
- ② e 事件管理 訴状受付・審査、第一回口頭弁論期日の指定、争点整理手続の計画的審理、人証調・判決言渡しの情報確認
- ③ e 法廷 第一回口頭弁論期日のウェブ

## 三 IT化の限界

作業の効率を如何にして向上させるかは、道具の発明から産業革命を経て最近のITに至るまで人類が常に目指してきたことです。

しかし、人間の精神活動の中で文化的価値判断を内容とするものは、論理を使って推理できない部分があるので全てを技術で代替することはできないのではないかという気がします。技術の進歩により、将来、IT化に馴染まないと考えられてきたことの多くがAIなどにより可能になるかも知れませんが、その場合でもIT化できないものが残ると思われまます。

## 四 民事裁判の基本原則の見直し?

IT化の限界に関連して、検討会の基本方針に見逃せない内容が含まれていることに気が付きました。

検討会のIT化基本的方向の一つに「民事裁判の基本原則の実質的観点からの再検証」がうたわれているのです。検討会の目的は、民事裁判IT化の検討の

筈なのに、何故、民事裁判の基本原則の再検証が取り上げられているのでしょうか。

憲法八十二条は、「裁判の対審及び判決は公開法廷で行う」と定めており、対審は民事裁判では口頭弁論のことだとされています。民事裁判がIT化されると審理の仕方が根本的に変わり、口頭審理も書面審理もIT化されるので、公開法廷で行うべき口頭弁論がどうなるかが問題になります。ウェブ会議などのIT弁論を「対審」とし、法廷にスクリーンを設置してウェブ会議の様子を映し出したとしても、それで憲法上の公開の要請を充たしたと言えるのかは疑問です。そうすると、口頭弁論のIT化はここにおいて壁にぶつかることとなります。

憲法上の公開原則が絶対だとすると、IT化のためには、残さざるをえない口頭弁論を最小限に縮小する外ないこととなります。「IT化のもとでも、少なくとも、口頭弁論集結期日と判決言渡り期日は公開法廷で実施する必要がある(が、それ以上開かなくてもよい)」という見解は、「民事裁判の基本原則の再検証」の方向を示すものです。

弁護士



坂元 和夫  
Kazuo Sakamoto

## 五 口頭弁論の沿革と現状

わが国が模範としたドイツの民事訴訟法は、かつては書面審理主義であったが、フランス革命後、裁判公開の要請によって口頭主義が訴訟審理の原則となりました。その後、口頭主義の短所を補うため書面の援用を認める法改正が行われて口頭主義が後退し、やがて口頭弁論の本身が口頭陳述という儀式を伴う書面交換の場に墮していったと言われています。この事情はわが国でも同じです。

しかし、ドイツでは、一九七〇年代に法的観点指摘義務を軸とした法的討論による口頭弁論の活性化が制度化されました。シュツツガルト方式を取り入れた簡素化法です。このドイツの動向が当時のわが国の実務界および学会に衝撃を与え、民事訴訟運用改善の提唱と実践を経て一九九六年の新民事訴訟法へと繋がっていきました。

しかし、新民事訴訟法は、ドイツのような口頭弁論の活性化の方向ではなく、口頭弁論の準備手続である争点整理手続の充実に重点を置きました。その結果、本来、公開の口頭弁論で行われるべき訴訟行為の多くが非公開の準備手続で行われることになったのです。

このように、現行の民事訴訟法制が口頭弁論縮小の方向にあることは間違いないのですが、これを改めるどころか一層推し進めるのが検討会のIT化の方針だと考えられます。

## 六 口頭弁論の効用

アメリカのレンクイスト連邦最高裁長官

は、かつて、口頭による弁論について、「自分分は、口頭弁論のために法廷に来た時と終わって法廷を去る時とでは、事前に書面を読んでいるのに事件に関して違った感じを持った」と述べたと伝えられます。

レンクイスト長官が言おうとしたのは、口頭弁論には、「目や耳に触れる以上のものである」ということですが、その外にも、「弁論の同時性」や「議論の持つ一般的な正統化作用」や「当事者の参加意識」の点でも、書面審理（やウェブ会議）には無い優れた効用があるということだと思います。

ドイツでもアメリカでも、裁判所と当事者間の縦の関係でも、当事者相互間の横の関係でも口頭による討論が盛んに行われています。しかし、わが国の現状は全く違い、口頭弁論は形だけのものになっています。これを何とかしなければならぬと口先では言われていますが、真剣な取り組みがなされたことはありません。

## 七 口頭弁論縮減でよいのか？

歴史上、密室裁判の弊害は枚挙に暇がありません。「衆人環視のもとでは人はいい加減なことが出来ない」という人知が公開原則の基底にあります。傍聴人が居ると裁判官の態度が違ってくるというオーデイエンス効果です。

公開原則は、裁判が公正に行われることを制度的に保障するものですが、口頭審理でなければ公開原則は成り立ちません。

それだけではなく、アメリカやドイツで見られるように、直接主義による口頭

弁論にはそれ自体独特の効用があります。口頭弁論を切り詰め縮小すれば、公開原則は形骸化し口頭弁論特有の効用も失われます。

## 八 あるべきIT化の方向

IT化の達成度は、裁判手続を含めて国際比較が行われており、わが国の評点がきわめて低いことが問題にされているようです。こうした雰囲気の中でIT化が自己目的化する危険があります。そうになると、IT化にとって裁判の公開原則は桎梏でしかなくなり、一堂に会して対面討論する本来の口頭弁論の言葉に表し難い効用も無視されることとなります。

では、どうしたらよいのでしょうか。単純に考えて、裁判手続を仕分けし、技術化をしても構わない周辺部分と口頭弁論のような技術化に馴染まない中核部分を区分し、中核部分については、どこまでIT化が可能かなどという検討をやめて、少しでも民事訴訟の基本原則とか基本価値を損なう恐れがあるならば、その部分はそのまま手つかずにすることです。事件毎にIT化の程度を裁量に委ねるのは危険です。

IT化を推進したい人達には物足りないでしょうが、大切なのは民事訴訟を良くすることであってIT化をすること自体ではありません。

わが国の民事訴訟法制の変質を防ぐとともに、初心に立ち返り、口頭弁論の活性化・実質化という現状の改善努力をすることこそ大切なのではないのでしょうか。

# 人を人として扱わない「入管法改正」

## 新たな在留資格の創設？

昨年一月二十七日に「出入国管理法」の「改正」案が衆議院を通過しました。この「かもがわ」が発刊されるころには、「改正」法が成立しているかも知れません。

未確定な段階での紹介になりますが、この内容は、日本の将来にとって極めて大きな問題を含んでいるところから、敢えて書かせていただきます。

この法案は、「特定技能」という新しい在留資格の新設を柱としています。「特定技能」は「一号」「二号」に分かれ、「一号」は、一定の技能が必要な業務につく場合で、在留期間は最長通算で五年とされ、家族の同伴は認めないとされています。「二号」は、熟達した技能を持つ人が業務に就く場合で、期間の更新ができ、配偶者と子どもの同伴が認められます。

もともと、この制度は、ちゃんとした賃金を払わないため人手不足となっている日本の状況に対応して、低賃金で働かせることができる労働者を外国人に求めたいという一部経済界の意向にあわせるために作られようとする制度です。しかも、現在すでに導入されている「外国人技能実習制度」から五割から六割の人がこの制度に移ることを前提にしています。

技能実習制度は、日本で習得した技能を持ち帰って、母国で生かすことを建前にしていますが、現実には、外国人を低賃金で

長時間働かせる違法・無法がまん延しています。国会の審議でも、「指を三本切断する大けがを負うと帰国を迫られた」「週一三〇時間働かされた」「七三％の人の時給が最低賃金を下回っている」など、奴隷労働だと非難される実態が明らかになっていきます。「特定技能」制度の導入の後、技能実習制度は抜本的な改善策がとられないまま残ります。

## 「特定技能」制度の問題点

この制度の第一の問題点は、具体的な対象業種や分野、受け入れ規模・人数が不明であるうえ、特定技能に求められる技能水準なども全く決まっておらず、「白紙委任」の内容になっていておらず、つまり、低賃金で働いてもらえば良いので、外国人労働者の受け入れを、日本としてどういう規模で、どういう理念で行うのが全く未定なのです。

第二の問題点は、「一号」については、在留期間が制限され、家族の同伴は認めないなど、人間らしい生活がもともと保障されていません。また、「二号」については、長期間の滞在が予定されているにもかかわらず、おぎなりの支援が予定されておらず、日本に定住して生活し、子どもを産み育て、万一の傷病、障害、事故、高齢などに対応して「人間として尊厳のある生活を保障するための制度」が

全く見えてきません。働けなくなつた場合、ナショナルミニマムを保障する生活保護制度には、今以上に大きな負荷がかかることになるでしょう。

第三の問題点は、この新たな「低賃金労働者層」の海外からの移入が、低賃金の中で自己責任で生きる

ことを強要されている日本の若年労働者、非正規労働者、女性、障害者との新たな軋轢を生み出す懸念があることです。

## 人を人として扱わない

### 社会の行く末は

今回の改正は、低賃金で働く労働力さえ確保されればよい、働けなくなつた場合にどう対応するかは知つたことではない、といった「資本の論理」むき出しの内容となっています。スウェーデンの移民政策が、言葉の獲得、教育の保障、就労の支援、平等な社会保障など「人間の尊厳を全的に保障する」ための万全の対策をとることを前提としていることは、根本的に異なっています。

利潤追求のためには、「人を人として扱わない」という差別が、この国を收拾のつかない分断社会とすることを許してはなりません。

弁護士



尾藤 廣喜  
Hiroki Bitoh

## 地球環境とエネルギー

## 異常気象が続いた昨年の夏

昨年の夏から秋にかけて高温、豪雨、強烈な台風などまさに異常気象で、地球温暖化の影響を肌で感じました。他方、福島原発事故の被害回復が遅々として進まない中、原発再稼働を認める裁判所の判決が勢いを増しています。また、中東諸国の思惑や政治的な駆け引きで原油価格が高騰化しています。

我々の社会にエネルギーはなくてはなりません。しかし、エネルギーの供給源をどうするかということは地球環境、原発問題、政治問題に重大な影響を与える問題です。エネルギーなしに生活できないとしても、供給源をどうするかは選択の余地のある問題であり、選択の結果は将来の社会に重大な影響を与える問題です。

## 太陽光発電を妨げる事例の体験

私は、数年前、あるゴルフ場を太陽光発電事業を行う外国の会社に売る契約に關与したことがあります。その契約の最大の障害となったのは、発電した電力を供給するための大手電力会社の送電線(系統)に連結するために、電力会社が莫大な費用を要求したり、困難な条件を提示したりしていることでした。どう考えても太陽光発電がもっと普及すれば地球温暖化を防止し、原発や石油依存からの脱却が出来ると思うのですが、太陽光発電がなかなか普及しない原因の一つがこれにあったのかと思います。

## 安倍内閣のエネルギー政策

しかし、安倍内閣が昨年7月に閣議決定した第五次エネルギー政策を概観するともっと根深い問題があることに気がつきます。これは、エネルギー選択を構想するに際して、常に踏まえるべき点として、「第一に、東京電力福島第一原子力発電所事故の経緯、反省と教訓を肝に銘じて取り組むことが原点である」という姿勢は一貫して変わらない。」との反省を示し、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、…エネルギー選択に際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する。」とし、一見すれば原発を見直すのかと思えます。しかし、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。」と原発を賞賛しています。

力はわずか一・七%に過ぎなかったにもかかわらず、二〇三〇年目標では、天然ガス二七%、石炭二六%、石油三%、再生可能エネルギー二二〜二四%、原子力二〇〜二二%とされ、大幅に原子力の比率が増加しています。これでは「福島第一原発事故の反省と教訓を肝に銘じる」というのは虚しいお題目に過ぎません。

経産省が太陽光発電の電力の買い取り価格を低く抑えていることや、前述の通り電力会社が太陽光発電の送電線を電力会社の基幹送電線に接続することを拒否したり、莫大な工事負担金を要求することで太陽光発電の普及を妨げています。

電力会社は接続を拒否する理由として、基幹送電線の空き容量が不足することを挙げていますが、現実にはせいぜい二〇%程度しか利用していません。それにもかかわらず、空き容量不足をいうのは、今後、原子力発電電量が増えることを想定し、原子力発電の電気を送電することを最優先に考えているからです。

エネルギーの供給源をどうするかは未来の人類に安全な地球を渡すという意識で決めるべきであり、原子力を中核にする今の政府の方針に賛成出来ません。

弁護士



山崎 浩一

Koichi Yamazaki

## 国民の「祝日」・「休日」

二〇一九年は退位・即位等に関わる行事により、四月二十七日から五月六日まで一〇連休となるようです。二〇二〇年は体育の日、海の日及び山の日がオリンピックの開会式又は閉会式の前後に移動することになっていきます。国民の祝日あるいは休日などのように定めるかは極めて政治色の濃い話ですが、近年の定め方は、「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する」という国民の祝日に関する法律（通称・祝日法）一条に定められた祝日の趣旨とはいささか異なるものになってきているように思います。

★ 国民すべてが休む日という考え方が出てきたのは明治になってからで、明治六年の太政官布告「年中祭日祝日ノ休暇日ヲ定ム」に始まります。ここに「祭日」とあるのは皇室の祭事の日であり、これも国民の「休暇日」とされたものです。当初定められたのは八日で、そのうち、二月一日の紀元節（戦後一時廃止）、一月三日の天長節（明治天皇誕生日。大正時代には崩御日の七月三〇日を明治天皇祭として祝日とすることに換えられましたが、昭和になって明治節として復活したものです。）、一月二三日の新嘗祭は、法文上名前と定義を變

えて現在も続く日付けの動かない数少ない祝日です。その後この太政官布告は大正元年に勅令「休日ニ關スル件」に、更に戦後昭和二三年に「国民の祝日に関する法律」に改められました。この法律の施行により、一日あった祝祭日が九日の祝日に変更されたわけですが、先に述べた三日のほか、四月二十九日の昭和天皇の天長節が天皇誕生日として、春分日（春季皇霊祭）及び秋分日（秋季皇霊祭）が春分の日及び秋分の日として存続し、一月三日の元始祭及び同月五日の新年宴會が同月一日の元日に実質的に変更され、新たに、一月一日の成人の日、五月三日の憲法記念日、同月五日のこどもの日が登場しました。成人の日は小正月に当たりにかつて元服の儀が行われていたことにちなむものとされています。こどもの日は端午の節句として男の子の健やかな成長を願う行事が行われていたことにちなむものです。このように当初祝日法で定められた祝日は、政治的には肯定的、否定的に捉える立場があるにせよ、祝うべき由来を説明できるものとなっていきました。その後、一九六六年になって建国記念の日、九月一日の敬老の日、一月一日の体育の日が制定されましたが、この時は、まだ特定の日と祝日との関係は維持されており、なぜその日かという説明がそれなりにできていました。

★ しかし、一九八五年に直前直後が祝日となる平日を国民の休日とするという連休創設を意図した休日が増加を図っただけとの印象しかない「海の日」（七月二〇日）、「みどりの日」（五月四日への移動）、「山の日」（八月一日）の登場、ハッピーマンデーという「成人の日」、「海の日」、「敬老の日」、「体育の日」の特定の日曜日への移動といった休日設定策が気軽にとられるようになり、二〇一九年及び二〇二〇年の祝日設定はその集大成のように見えます。しかし、祝日の趣旨論はともかく、連休になる、国民の休日が増えて喜ぶというのはもう昔の話ではないでしょうか。国民の休日だからといって休みがとれるわけではない（確実に休めるのは公務員ではないか）、子どもと親と一緒に休めるわけではなく、子どもの世話に困る、パートタイム労働等では賃金が減る、月曜日の割当て科目を中心に授業時数が足りなくなり、夏休みが削られる、医療機関の通常診療が減ってしまうなど不満は充満しているように思います。日本では、必要な時に休暇がとれるようにすることがまずは最重要課題ではないでしょうか。



弁護士

 鍛田 則仁  
 Norihito Kuwata

## 映画「判決、ふたつの希望」

ささいなきっかけ、重い問いかけ。

映画「判決、ふたつの希望」では、主人公トニーと近隣の工事監督のヤーセルという男性二人が法廷を舞台に争いを繰り広げます。きっかけは、配管工事をめぐる小さなもめ事ではなかったものが、トニーがマロン派キリスト教徒、ヤーセルがムスリムのパレスチナ難民であったことが災いし、レバノン社会の深刻な民族対立を背景に、どんどんこじれていってしまいます。裁判が始まると、国中を巻き込む大騒動へと発展していく様が描かれ、聴衆には「侮辱し合い、差別しあつてきた民族同士は、果たして和解できるのか」という、重い問いかけが投げかけられます。

ドゥエイリ監督は、脚本を書くにあたり「評決」「クレイマー、クレイマー」「フィラデルフィア」など、名作といわれる法廷映画を研究したそうです。原告側のワジュディ弁護士、被告側のナディン弁護士が人間味あふれる登場人物として描写され、法廷の内外で生き生きと躍動する姿が印象的でした。

## 有罪・無罪の結論は？

監督は、ヤーセルを有罪にするか無罪にするか悩んだそうですが、それは純粹に法廷エンターテイメントとして完結させるための検討だったそうです(QR①)。つまり、激しい



裁判での応酬を経て最後にトニーが至った境地からすれば、結論はどちらでもよくなっていたはずで、極端にいえば判決直前のシーンで映画を終わらせてもよかったですと言います。ただ、法廷映画である以上は、観衆の期待に応えるため結論を出さざるを得ない、本作品のなかで判決の役割はその程度のもの、と語っています。

陪審員の評決や判決言渡しシーンを物語のクライマックスに据え、緊張感を高めて演出していくのは、法廷映画の一つの定番といえます。例えば、人種差別と司法の役割というテーマで本作品と共通する、映画「スコークキー」(QR②)もその典型といえるでしょう。「スコークキー」では、ヘイト・スピーチ糾弾と表現の自由が激しくぶつかり合う法廷が描かれます。一方が勝てば他方が負ける関係は固定的で、物語の展開のなかで対立する原告と被告の思いの隔たりが埋められることはありません。主人公の思いが、あるいは聴衆の考える「正義」が果たされるのか、天国か地獄か、判決の結論によって決まるので、誰しもが手に汗握りながらラストの判決シーンに引きつけられるわけです。

ところが、「判決、ふたつの希望」では、法廷での審理の過程で、敵対する相手側



の主張立証を目の当たりにして、原告や被告の思いが相互理解や和解に向け変化を遂げていく様に焦点を当てます。敵対関係や対立構造が支配しているはずの法廷で、融和がもたらされる潜在的な作用に希望を見いだそうとする

点を、他の法廷映画とは一線を画する稀有な作品といえます。

## 修復的司法の試みにおける

## 歴史性の意味

トニーとヤーセルのもめごとの解決のために、司法による断罪が必要とされなかったことは、以前にご案内した「ヘイトクライムと修復的司法―被害からの回復にむけた理論と実践」(明石書店)の問題提起と共通する面があります。

また、「司法が差別被害への共感醸成を実現」していく、「個々の事案の審理をとおして当該差別体験の理解を深めていく場を提供」していく手続のあり方(拙文・金沢法学六一・一号・QR③一九九頁参照)を模索するにあたって、一つのモデルを提供する映画となっています。この分野に関心があるみなさんには、ぜひ、見ていただきたい作品です。



弁護士



富増 四季  
Shiki Tomimasu

## 海賊版サイト対策と通信の秘密

昨年四月、政府の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議は「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を発表しました。

海賊版サイトとは、作家や出版社に無断で（著作権法に違反して）漫画やアニメ作品等をインターネット上に載せて、サイト来訪者に閲覧させるウェブサイトです。近年、その規模は非常に大きなものとなり、若年層を中心に膨大なアクセスがなされるようになりました。

この事態に対し、民間のインターネット接続事業者（ISP）にプロッキングという手法を用いて自主的な対応をするよう促したというのが、前述の「緊急対策」の内容です。これに対しては、情報法研究者や事業者、弁護士等から厳しい批判がなされました。

★  
プロッキングとは、ISPがアクセス先への接続を遮断するというものです。政府がこのような手法を促そうとした理由は、海賊版サイトは海外のネットワーク事業者を利用して運営されており、裁判手続を利用しても効果が見込めないという点にあります。しかし、こうした手法は、インターネット利用者の通信の秘密を侵害することになります。

インターネット利用者があるサイトを訪問しようとする際、利用者が指定したアドレス（例えば <http://www.01jupp.so-net.ne.jp/kamogawa-to/>）のようなURLをDNSサーバという装置を用いてIPアドレス（例えば

123.456.789.000）といったような数字の列）に変換します。このIPアドレスが分からないと目的のサイトには接続ができません。プロッキングの具体的な手法として主に想定されるのはDNSプロッキングで、利用者から海賊版サイトのアドレスをIPアドレスに変換するようにとの要求をDNSサーバが受けた際には、偽のIPアドレスを返して接続を遮断するというものです。

この手法を実行する前提として、ISPにおいて全てのインターネット利用者の通信内容一般を検知しなければなりません。しかも、インターネット利用者としては「自ら指定するサイト（海賊版サイトに限られません。）を訪問するため」にISPに通信をするのに、ISPは「海賊版サイトへのアクセス遮断のため」通信内容を検知し利用するのですから、通信内容につき利用者の意に反した利用がなされることとなります。そのため、プロッキングという手法は全てのインターネット利用者の通信の秘密を侵害することになります。

政府は「緊急対策」において、緊急避難を根拠に、ISPのプロッキングによる通信の秘密の侵害は正当化されるとしていました。しかし、昨年一〇月になって日本の弁護士がアメリカの訴訟制度を利用して迅速に最大規模（当時）の海賊版サイト「漫画村」の運営者を特定したため、裁判手続を利用しても効果が見込めないとの政府の前提が覆され、緊急避難が成立するとは言えない状

況になりました。そのため、海賊版対策について検討がなされてきた政府の検討会議は意見のとりまとめができませんでした。

★  
海賊版サイトへのアクセス遮断がそんなに悪いことなのだろうか、と思われる向きもあるかもしれませんが、

海賊版サイトを利用しようとしている者だけではなく、全てのインターネット利用者の通信の秘密が侵害されるということが本質的な問題です。もはや緊急避難による正当化の余地はありませんし、立法によるとしても、通信の秘密という憲法上の権利の侵害を伴うプロッキングを正当化するには厳しい審査に耐えるだけの根拠事実と制度設計が必要ですが、現状はそれも不十分でしょう。

こうした状況下において、政府は、今度は静止画（イラストや写真など）のダウンロード違法化の検討を始めたとの報道がなされています。適切な著作権処理がなされているとはいえない静止画に接することは日常的にあるところ、それらをダウンロードすることが違法となればその影響はきわめて大きいものになるでしょう。情報の受領・保存への萎縮を招くのではないかと危惧されます。

弁護士



齋藤 亮介  
Ryosuke Saito



## 丸亀城

「丸亀城の石垣崩れる 大雨影響か」。昨年十月、このようなインターネットニュースの見出しを目にした時、私は随分昔のことが見出しになるのだなと感じました。というのも、私はその二か月前に丸亀城を訪れており、七月の西日本豪雨の影響で石垣の一部が崩れていた様子を見ていたためです。

しかし、見出しをクリックして現場の写真をみると、城の南西部の石垣が原型を留めないほど大規模に崩落している様子が掲載されており唖然としました。石垣が崩れたのは今年二度目のことで、今回は各地で大きな被害をもたらした台風二四号の大雨の影響とされる大規模な崩落だったのです。



丸亀城

丸亀城は、香川県丸亀市内の市街地南部にあり、高さ日本一の石垣を有する「石垣の名城」として知られています。

私は、小学生時代の数年間丸亀市内に住んでおり、ちょうど丸亀城の隣に位置する小学校に通っていました。(なお、尾藤弁護士

は、丸亀城の南にある高校に通っていたそうです。)

そのため、桜の時期になると必ず丸亀城に行きましたし、動植物の観察やマラソン大会といった学校行事も丸亀城で行うことがほとんどでした。私にとって、お城といえは丸亀城であり、子供ながらも石垣の立派さ、美しさを実感していました。去年の夏に丸亀城を訪れたのも、香川に立ち寄るのであれば、取りあえず丸亀城を見ておきたいといった思いからでした。

このように、丸亀城に対してはひとつたならぬ愛着を持っていたので、今回の石垣の大規模崩落のニュースにはとてもショックを受けました。

現存する丸亀城の石垣の多くは、江戸の中期に完成したものとされており、以来数百年間その形を保ってきました。報道によると、元々老朽化し石と石の間に隙間ができていたところに、記録的な大雨が続く、内部に大量の水が浸透してしまったことが原因の一つと言われています。修復に要する期間の詳細はまだ分かっていませんが、一四年〜二〇年以上とも言われています。

災害による石垣の崩落と言えば、二〇一六年四月の熊本地震による熊本城の被害も記憶に新しいところですが、長い歴史を経

ても崩れることのなかった頑丈な石垣がここ数年で次々と大規模な崩落を起こしていることは、近年の気象状況の異常さを示しているようで恐ろしく感じました。

少し深刻な話になってしまいました。丸亀城の石垣のうち崩落した部分は南西部部分だけであり、その他の部分は、これまで通り美しい姿を保っています。

石垣以外にも、丸亀城には見所がいくつもあります。丸亀城には、天守が現存していますが、現存天守の中では日本最小となっていて、壮大な石垣と少しアンバランスで和やかな雰囲気もあるところも個人的には好きなお話です。また、城の本丸から見る景色は、丸亀市街だけでなく、瀬戸大橋や瀬戸内の島々を一望でき、これもおすすめのポイントです。

沢山の人に訪れてもらうことが復旧・復興の支援にもなるはずですので、香川を訪れた際は、是非丸亀城にお立ち寄り下さい。



丸亀城から見た丸亀市街



弁護士

鎌田 透

Toru Kuwata

# テレワークという働き方

近年、企業において様々な働き方が採用され、平成三〇年六月に働き方改革関連法が成立したことも相まって、今後さらに、働き方が多様化していくものと思われます。その多様な働き方の一つが、テレワークです。テレワークとは、労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外勤務のことをいいます。テレワークは、業務を行う場所に依りて、①労働者の自宅で業務を行う「在宅勤務」、②労働者の所属するメインのオフィス以外に設けられたオフィスを利用する「サテライトオフィス勤務」、③ノートパソコンや携帯電話等を利用して臨機応変に選択した場所(例えば、移動中の交通機関内など)で業務を行う「モバイル勤務」に分類されます。

★  
テレワークを導入することにより、労働者が所属する事業場での勤務に比べて、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能になります。労働者にとっては、通勤時間が短縮される、業務が効率化され、時間外労働が削減される、ワークライフバランスが実現できるなどのメリット、使用者にとっても、業務の効率化による生産性の向上、育児・介護等による労働者の離職の防止、遠隔地の優秀な人材の確保等のメリットがあります。実際に、テレワークを制度として導入している雇用型の企業の労働者のうち、約七〇%がテレワークを実施したことにより、「自由に使える時間が増えた」、「業務効率が上がった」などのプラス効果があったと回答しています(平成二九年度テレワーク人口実態調査)。

★  
しかし、テレワークの導入には、いくつかの問題・課題があります。

まず、使用者による労働時間の管理が難しくなることです。テレワークを行う労働者にも、当然労働基準関係法令が適用されますので、法定労働時間等の規制がテレワークを行う労働者にも適用されます。労働時間は、労働者の健康に関わり、労働者の賃金算定の基礎となるものであるため、使用者には労働時間を適正に把握する義務があります。しかし、テレワークを導入した場合、労働者が主たる事業場以外の場所で行う業務を行うため、使用者が現認して労働時間を把握することはほぼ不可能となります。そこで、テレワークにあたって、タイムカードやパソコンの使用時間の記録等、客観的に労働時間を把握できる制度を構築する必要があります。また、何をもって始業・終業とするのかなど、労働時間の算定の必要事項を事前に就業規則等で明示しておくこともよいと思われます。

また、テレワークの導入により、柔軟な働き方が可能となる反面、どこでも働けてしまうことが長時間労働を招く可能性があることと指摘されています。そこで使用者には、長時間労働による健康障害防止を図ることが求められ、具体的には休日や深夜の外部のパソコンからの会社のシステムへのアクセス制限、長時間労働にならないよう労働者への注意喚起等が考えられます。

他にも、テレワークを行う場所等の労働条件の明示、テレワーク中の休憩時間の扱い、情報セキュリティ対策等、テレワークの導入にあたり、検討すべき課題や整えるべき制度は少なくありませんし、今後、テレワークの導入に伴って、新たな法律上の問題が生じるかもしれません。

しかし、すでにテレワーク制度を導入している企業ではプラス効果があったと回答していることから、労使共にテレワークを必要とし、適切に制度として運用するのであれば、労使共にあってプラスになる働き方ではないでしょうか。

テレワークのメリットとして、育児と仕事の両立の一助となると言われておりますが、私自身も小さい子供がおりますので、テレワークは必須です。しかし、自宅では何かと子供の相手をするようになるため、仕事をするのは、子供の昼寝中、就寝後等に限られ、テレワークを取り入れても、育児と仕事の両立は大変だと感じます。私自身も、自分の生活にあった働き方を模索していけたらと思います。

最後になりましたが、平成三〇年二月二日に、「情報通信技術を利用した事業場外勤務(テレワーク)の適切な導入及び実施のためのガイドライン」が策定されましたので、気になる方は一度ご確認ください。

弁護士

NO  
IMAGE

渡邊 遥香  
Haruka Watanabe

# 憲法9条自衛隊明記案について

坂 元 和 夫

## 1 安倍首相の提案

安倍首相が言い出した自衛隊明記案が論議を呼んでいます。憲法9条1、2項をそのままにして、9条の2として自衛隊規定を付加するというものです。

安倍首相の提案理由は、「9条1、2項は国の自衛権を否定するものではないので自衛隊は合憲であるが、これが違憲だという見解もあるので、合憲であることを明確にするために明文を置くのだ」という説明をしています。

## 2 様々な意見

この自衛隊明記案に対しては次のような意見があります。

- ① 自衛隊は合憲だから、現状を追認するだけで何も変わらない。
- ② それならば、わざわざ改正する必要がない。
- ③ そもそも違憲の自衛隊を合憲とすることには反対である。
- ④ 自衛隊を明記することによって9条2項が死文化する。
- ⑤ 集団的自衛権行使に完全に道を開くことになる。

## 3 国の自衛権の問題

自衛隊が合憲なのか違憲なのか、9条が自衛のための戦力まで放棄しているのかどうかは大変難しい問題です。その背景に国の自衛権の問題があり、国とは何なのか、日本という国は自分にとってどのような意味があるのか、万一、外敵が日本に攻めてきた時屈服する外ないということによいのか等その人の価値観というか生き方に関わる問題なので、これをひとまず脇に置いて、自衛隊明記案の意味するところを考えてみます。

## 4 自衛隊明記によって変わるもの

多くの人達は、自衛隊が合憲か違憲かはよく分からないが、これを明記するだけで現状と変わらないのであれば、目くじら立てて反対することはないかも知れないと思っているのではないかと想像されます。実は、私もそれもありうると安易に考えていましたが、最近、青井美帆学習院大学教授の論文を読んで考え直しました。以下は、教授による自衛隊明記によって変わると考えられる事柄です。

1950年に朝鮮戦争を切っ掛けに創設された警察予備隊がその後保安隊となり、1954年に防衛庁

が設置されて自衛隊が発足しました。

防衛庁は行政機関の一つで自衛隊の活動も行政に属する国家作用ですが、多くの点で通常の行政とは異なる特徴があります。行政は、国民の権利保障のために法律に基づいて行われなければなりません。戦闘において行使される国家権力は国民に向けられるものではないこと、また、その組織の自律性が高く上命下服が徹底し高い規律が求められる点でも、通常の行政とは大きく異なります。さらに、一般行政事務とは指揮監督の仕方が違うので、内閣総理大臣が最高指揮官とされても、それは名目的なものになる可能性があります。現に、明治憲法は軍隊組織に内閣の統制が及ばない「統帥権の独立」を定めていました。このように、自衛隊のような軍事組織には、一般の行政作用と同列に扱うことが困難な特殊性があるのです。

しかし、歴代の内閣は、防衛省も通常の省庁の一つであり自衛隊もその下部組織だとして建前上は特別扱いをしてきませんでした。これでは自衛隊が機能を十分に発揮できないとして、制服組が大きな不満を抱いていたことは間違いありません。

自衛隊を明記して憲法上の存在であることを明確にすると、法律により自衛隊の特殊性に応じた特別扱いをすることが可能になります。会計検査院が憲法上の存在であるために（憲法90条）、一行政機関でありながら内閣に対して独立の地位を有するとされていること（会計検査院法1条）が参考になります。

自衛隊が憲法上の存在になって、その特別性に応じた手当がなされると、自衛隊は軍隊らしくなり軍事能力は高まるでしょうが、内閣の統制が及びにくい存在になることは避けられません。

## 5 国民の選択

会計検査院の例からすると、何も変わらないという安倍首相の説明にもかかわらず、自衛隊明記によって軍隊らしい戦力にするための法制度が整えられ自衛隊が変貌していくであろうことは確かなようです。いずれ、私達は、自衛隊明記の憲法改正について選択を迫られることになるでしょう。わが国の将来にとって、軍隊らしい軍隊を持って軍事大国になり国際的な発言力を強める方が望ましいのか、自衛隊を日陰の身のままに置いておいて戦争をし難くする方がよいのか、国民一人一人の賢慮が求められます。

## かものがわ講座

# 成年年齢引下げと若年者の消費者被害

昨年6月、成年年齢を20歳から18歳に引下げを内容とする民法改正法案が成立し、2022年4月1日より施行されることになりました。

ただ、近年若年者をターゲットとした悪質商法の被害が増えていることもあり、成年年齢の引下げにより若年層を狙った消費者被害がさらに拡大するのではないかという懸念が審議段階から指摘されていました。例えば、18歳の子が独断で高額商品を購入してしまったような場合、これまでは本人又はその親が、子が未成年で親の同意がないことを理由に契約を取り消すことができていました。

しかし、成年年齢引下げにより、18歳になればたとえ高校生であってもローンを組むような高額の買物ができ、これを親の同意がないことを理由に取り消すことができなくなります。これにつけ込んだ悪質商法による被害の増加が危惧されたのです。

このような問題意識のもと、若年者をはじめとした社会生活上の経験に乏しい消費者の保護を手厚くすべく改正された改正消費者契約法が、本年6月15日から施行されます。

特に、若年者が多数被害に遭っている悪質商法の類型としては、

- ①進学・就職・結婚といった社会生活に関する不安や姿・体型等に関する不安につけ込み、不安をあおって契約をさせる手口(例えば、就職の不安をあおり高額就活セミナーに参加させる等。)

- ②恋愛感情等の好意感情に乗じて、契約をしなければ関係が破綻する等と述べて契約をさせる手口(いわゆるデート商法)

が指摘されていました。

これを受けて改正消費者契約法(第3条1項3号、4号)では、上記①、②の方法による不当な勧誘を、社会生活上の経験不足の不当な利用として、契約の取消しが行える類型に追加しました。契約を取り消すためには、「社会生活上の経験が乏しい」ために誤認をし、これに乗じた①や②の方法による不当な勧誘行為によって契約したことが必要とされています。なお、この要件からすると、若年者のみを対象とした制度のようにも読めますが、あくまでも契約を締結するか否かにあたって適切な判断を行うための経験が乏しいかどうかという観点から判断されるため、必ずしも若年者のみに限られるわけではありません。

取り消すことのできる契約類型が増えたとはいえ、何よりもこのようなトラブルに巻き込まれないことが重要です。

まずは、成年年齢の引下げにより否応なく若年者が悪質商法のターゲットとされる機会が増えることや、若年者の切実な不安をあおって契約をさせようとしたり、恋愛感情を利用して契約を行おうとする悪質商法があり、その被害が増えていることをしっかりと認識し共有していくことが大切です。